

令和 8 年度

第 2 8 回東松島市農業委員会総会議事録

令和 8 年 9 月 2 5 日

東松島市農業委員会

令和8年度第28回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和8年9月25日（金） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐 藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 賃貸借等の合意解約について

日程第4 報告事項2 農地の現状変更届出について

日程第5 報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第7 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第8 議案第3号 農地利用集積等促進計画（案）に関する意見について（一括方式）

閉 会

出席委員（12名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1 番	熊 谷 奨	2 番	—	3 番	—
4 番	秋 本 まゆみ	5 番	三 浦 牧 恵	6 番	小 岩 敏 幸
7 番	—	8 番	安 倍 民 夫	9 番	川 村 勝 雄
10 番	大 崎 康	11 番	—	12 番	—
13 番	安 住 高 司	14 番	今 野 嘉 彦	15 番	安 部 俊 郎
16 番	佐 藤 栄 宏				

遅参委員 なし

欠席委員（5名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
2 番	門 馬 宏 之	3 番	大 山 道 保	7 番	菅 井 賢 治
11 番	齋 藤 宏 樹	12 番	佐 藤 祥		

出席事務局職員

事務局長	石 森 久 浩
局長補佐	安 倍 浩 司

【 開 会 】

○事務局長： ただいまより、第28回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤栄宏会長： ー 会長挨拶 ー
ー 会長の動向報告 ー

○事務局長： 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、
会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしくお願いいたします。

【 議 事 】

○議長（佐藤栄宏会長）： それでは、議事に入ります。

本日は、2番門馬宏之委員、3番大山道保委員、7番菅井賢治委員、11番齋藤宏樹委員、12番佐藤祥委員から欠席届が出されております。ただいまの出席委員は16名中11名であります。定足数に達しておりますので、これより第28回東松島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、1番熊谷奨委員、4番秋本まゆみ委員のお二人を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、お二人を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

日程第3、報告事項1 賃貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

○事務局長： 合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。

その1、宮戸字深田78―2 外 計4筆で1, 730㎡。解約届出日は令和8年9月7日、第三者への贈与のため使用貸借契約の解約でございます。

以上です。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

次に、日程第3、報告事項1 農地の現状変更届出について、事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、矢本字不動前248―1 456㎡。現在は休耕田。変更後の利用状況は普通畑。

変更目的は畑地として利用するため。令和8年8月18日届出受理。位置図は3ページとなります。こちらの農地区分については農用地区域となっております。田から畑への変更のため、農振農用地の除外の手続きについては必要がないということで、農林水産課および県には確認をとっております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第5、報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、を上程いたします。

その1を事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、矢本字西新町4―6、256㎡。転用目的は戸建住宅建築のため。現在の利用状況は休耕中。令和8年8月24日届出受理。売買による所有権移転。位置図は5ページとなります。のびる幼稚園と矢本西小学校の間に区画整理で整備された市外化区域内の畑になります。今回は売買による譲渡後住宅を建築するということで農地転用の届出が提出されました。

説明としては以上です。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの説明について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、はじめに新規設定を上程いたします。その1を事務局から説明願います。

○事務局長： その1、赤井字新館前188―3、940㎡、売買による所有権移転となります。

以上です。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 14番 今野嘉彦委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○今野嘉彦委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年9月21日。権利の種類は所有権移転。理由は、出し手が規模縮小のため、受け手は相手方要望。同じほ場整備区域内に受け手の農地があり、声がかかったとのことです。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻と露地野菜の複合経営です。通作距離は、1km以内。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田、畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その１を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その１を許可することに決定します。
次に、その２を事務局より説明願います。

○事務局長： その２、上下堤字上南谷地６１―１、２５４㎡。贈与による所有権移転となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 １３番 安住高司委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○安住高司委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和８年９月２１日。権利の種類は所有権移転。理由は、出し手が贈与、受け手は相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。通作距離は、０．５ｋｍ以内。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その２を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その２を許可することに決定します。

次に、その３については私に係る案件ですので、会議規則に基づき、安部会長職務代理者に議長となつていただき、退席させていただきます。

安部会長職務代理者よろしくお願いします。

（佐藤栄宏会長 退場）

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 暫時の間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。

それではその３について、事務局から説明願います。

○事務局長： その３、赤井字川前四３８４、２、６５７㎡。１０年間の賃借権設定となります。

以上です。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 担当委員 11番 齋藤宏樹委員が本日欠席ですので、事務局より聞き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年9月20日。権利の種類は賃借権設定。理由は、出し手が労力不足。受け手は規模拡大。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻、転作の複合経営です。通作距離は、約1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 質問なしと認め、採決いたします。その3を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 異議なしと認め、その3を許可することに決定します。
佐藤栄宏会長は入場願います。

（佐藤栄宏会長 入場）

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 会長に申し上げます。本計画その3については原案のとおり承認することに決定しましたので、ご報告いたします。
以上で、議長の任を降りさせていただきます。

○議長（佐藤栄宏会長）ありがとうございました。次に、その4を事務局より説明願います。

○事務局長： その4、宮戸字深田78―2 外 計4筆で1,730㎡。贈与による所有権移転です。
以上です。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 2番 門馬宏之委員が欠席ですので事務局より聞き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年9月22日。権利の種類は所有権移転。理由は、出し手が贈与。受け手は受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻、露地野菜の複合経営です。通作距離は、約1.6km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に

影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その４を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その４を許可することに決定します。
次に、その５を事務局より説明願います。

○事務局長： その５、宮戸字元屋敷１６―１ 外 計４筆で、３，７１６㎡。贈与による所有権移転となります。
以上です。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 ２番 門馬宏之委員が欠席ですので、事務局より聞き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和８年９月２２日。権利の種類は所有権移転。理由は、出し手が贈与。受け手は受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、露地野菜の複合経営です。通作距離は、約２１ｋｍ。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その５を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その５を許可することに決定します。

次に、期間満了に伴う再設定についてを上程いたします。事務局よりその６からその１０を説明願います。

○事務局長： その6、その7の借人については同一で、権利については10年間の使用貸借権設定で、基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その6、宮戸字椿173—5 外 計3筆で、3,953㎡。

その7、宮戸字椿170—4、1,782㎡。

その8からその10の貸人は同一で、権利については6か月間の使用貸借権設定で、基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その8、矢本字立沼41 外 計9筆で、7,593.58㎡。

その9、野蒜字下沼165—1 外 計18筆で、5,903.72㎡。

その10、矢本字立沼19 外 計22筆で、15,958.87㎡

以上です。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの案件については、期間満了に伴う再設定となることから、ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その6からその10を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その6からその10を許可することに決定します。

次に、日程第7、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。

その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： その1、赤井字川前四番4—1、1,883㎡。転用目的は、現場事務所及び駐車場敷地。現在の利用状況は、休耕中。賃貸借権許可日から6か月の一時転用となります。位置図は11ページとなります。農地区分は、第2種農地です。陸前赤井駅から970mに位置しており、駅から1m以内であり、駅を中心とした宅地割合が40%を超えていることから、宮城県から第2種農地という見解をいただいております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員は私ですので、事務局より聞き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年9月23日。転用目的は、公共工事受注に伴い、現場事務所用地として一時転用。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件への支障はなし。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次にその2を事務局から説明願います。

○局長補佐： その2、大曲字前畑72—4、2、593㎡のうち99.5㎡。転用目的は、専用通路。現在の利用状況は、休耕中。売買による所有権移転となります。位置図は12ページとなります。農地区分は、第1種農地となります。例外規程として既存の施設である宅地の拡張で、宅地面積の2/1までは例外として許可対象となる旨、宮城県と調整を諮っております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 6番 小岩敏幸委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○小岩敏幸委員： 報告いたします。調査年月日は、令和8年9月20日。転用目的は、住宅のための専用通路。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件への支障はなし。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上です。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、日程第8 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、を上程いたします。その1からその4は関連がありますので、一括して上程いたします。事務局から説明願います。

本案件については10番 大崎康委員に関わる案件となりますので、10番大崎康委員は規定により退席を願います。

（大崎康委員 退場）

○議長（佐藤栄宏会長）： その１からその４を事務局から説明願います。

○事務局長： 総会提出日は令和８年９月２５日、県公告予定日は令和８年１０月２３日、転貸人は全て宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社となります。

今回はすでに中間管理において権利が設定されている案件で、耕作者を変更する権利の移転のみとなります。その１からその４の出し手においては同一です。

その１、大塩字小分木８９―１ 外 計４筆で、２，３６０㎡。借賃は１８，６００円。期間は県公告の翌日から令和９年１２月３１日の１年間。

その２、大塩字小分木４３５―１ 外 計３筆で、８８５㎡。借賃は６，９００円。期間は県公告の翌日から令和１０年１２月３１日の２年間。

その３、大塩字小分木１２５―１ ２９４㎡。借賃は２，３００円。期間は県公告の翌日から令和９年１２月３１日の１年間。

その４、大塩字小分木４１６―１ 外 計１１筆で、２，２９８㎡。借賃は１７，９００円。期間は公告の翌日から令和１０年１２月３１日の２年間。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その１からその４については承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その１からその４については承認することとし、宮城県農地中間管理機構に通知することに決定します。

１０番大崎康委員は入場願います。

（大崎康委員 入場）

○議長（佐藤栄宏会長）： １０番大崎康委員に申し上げます。本計画その１からその４について、原案のとおり承認することに決定いたしましたので、ご報告いたします。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日提出された議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第２８回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後２時０５分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和8年9月25日

東松島市農業委員会会長 佐藤 栄宏

署名委員 1番 熊谷 奨

署名委員 4番 秋本 まゆみ